

告示

埼玉県告示第四百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
<p>埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第一百一号、第一百二号、第三十二号、第三百三十四号、第三百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十九号、第四百七十一号、及び第七十二号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 高橋 努</p>	<p>平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで</p>